別紙第四号の三書式

〔「年金」又は「歳出金」〕

〔「送金等番号」〕

援護年金送金通知書

下記のとおり、援護年金が支払われるので通知します。

発　行　日　　年　　月　　日

官署支出官　厚生労働省大臣官房会計課長

根　拠　法 記号番号 受　給　者	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
〔「支払開始日」又は「発行日」〕	支給額（円）	調整額（円）	支払額（円）	備考
支　払　店	〔「　　銀行　　店」又は「　　郵便局」〕			
領　収　証	上記の金額を受領しました。　　年　　月　　日 住　　所 受給者氏名			

委　任　状	委任者	本通知書により支払を受けることを下欄の者に委任しました。 年　　月　　日 住　　所 受給者氏名
	代理人	氏名 住所

(注意事項)

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2　この通知書を亡失したときは、直ちに支払店に支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、支払店を経由して問い合わせ先へ届け出てください。

3　受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して、年金証書及び印鑑証明書、身分証明書等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにしてください。

4　「発行日」から１年を過ぎますと支払店では支払を受けられませんので、その場合には、問い合わせ先へお問い合わせください。

5　支払店を変更するときは、変更の届を問い合わせ先に提出してください。

6　受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、記名して委任状を差し出してください。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名してください。

7　年金を受けることについて、ご不明な点があるときは、問い合わせ先へお問い合わせください。

（受取人、住所、氏名）

（問い合わせ先）

（所　在　地）

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

2　（注意事項）については、上記のほか、必要な事項を記述することできる。